

東北電力生協組合員証(カード)

○東北電力生協組合員証取扱規則

○キャッシングサービス特約

○東北電力生協組合員特約

○東北電力生協組合員個人情報保護方針

(**会員特約ならびに規則・規定等をよくお読みのうえ大切にご保管ください。**)

東北電力生協組合員証取扱規則

(組合員証)

第1条 東北電力生活協同組合(以下「東北電力生協」という)の組合員となったものについては、定款第7条第5項、第8条第5項により組合員証を交付する。

2 前項の組合員証は、東北電力生協と契約したカード会社と提携して発行し、提携する会社はこの組合が指定する。

3 カード会社の加盟店利用等の場合は、別に定められたカード会社会員規約及び東北電力生協組合員特約による。

4 東北電力生協組合員特約第2条第3項によりカード会社と提携した組合員証が発行されない場合は、東北電力生協の事業が利用できる組合員証を交付する。

(組合員証の提示)

第2条 東北電力生協の事業を利用するときには、組合員証の提示をもって利用しなければならない。

2 施設その他利用事業であらかじめ予約・承認を得て利用する場合であっても、指定店から組合員証の提示を求められたときは、ただちに提示しなければならない。

(組合員証の譲渡、貸与、質入などの禁止)

第3条 組合員証利用の範囲は、組合員及びその家族とし、他人に譲渡、貸与、又は質入れ、その他担保に提供するなど組合員証の占有を第三者に移転することは一切できない。

2 前項に違反し組合員証が利用された場合、又はこのことが発覚した場合は組合事業の利用拒否はもちろん、それより生じた一切の損害はその組合員の負担とする。

(組合員証の利用方法)

第4条 組合員は東北電力生協の指定店に組合員証を提示し、所定の手続きにより物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができる。

ただし、物品の購入ならびに受けたサービスに関する紛議は、組合員と指定店とにおいて解決するものとし、東北電力生協は一切の責任を負わない。

(組合員証の利用可能枠)

第5条 指定店での組合員証による1回当りの利用可能枠は、別に定める金額とする。ただし、事前に東北電力生協の承諾を得た場合は、可能枠を超えて利用できる。

(代金決済の方法)

第6条 指定店での利用代金及び手数料など組合員が負担する支払い債務は、毎月東北電力生協が定める方法により支払う。

2 代金支払日に支払いできない場合は、別に定める方法により支払う。

(組合員証の利用の停止、法的措置など)

第7条 組合員が支払いを怠るなど本規則に違反した場合、東北電力生協は次の措置をとることができる。

東北電力生協組合員特約

第1条 (名称)

このカードは、東北電力生活協同組合（以下「東北電力生協」という）と株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が業務提携して発行するもので、カードの名称は「東北電力生協組合員証カード」（以下「組合員証カード」という）と称します。

第2条 (組合員証カードの特性と入会方法)

1. この組合員証カードは、東北電力生協の「組合員」を証すると同時に、当社の「クレジットカード」としての機能を持つものとします。
2. 申込者は、本「組合員特約」、「東北電力生協組合員証取扱規則」（以下「生協規則」という）、ならびに「UCカード会員規約」を承認のうえ、東北電力生協及び当社宛に申し込むものとします。
3. この組合員証カードは、東北電力生協及び当社が認めたものに交付します。
4. 組合員証カードの所有権は、東北電力生協及び当社にあります。万一、「生協規則」または「UCカード会員規約」に違反し、組合員に組合員証カードの返却を求める場合は、東北電力生協、または当社のいずれからでも返却を求めることが出来るものとします。

第3条 (組合員証カードの使用)

1. 組合員は、東北電力生協の指定店（以下「生協指定店」という）での利用に加え「UCカード会員規約」第5条に定める「加盟店」（以下「UC加盟店」という）でもこの組合員証カードの使用が出来るものとします。
2. 「生協指定店」での組合員証カード使用については、「生協規則」、「UC加盟店」での場合は、「UCカード会員規約」によるものとします。

第4条 (組合員証カードの利用代金の支払い方法)

「UC加盟店」での組合員証カードの利用代金は、「UCカード会員規約」第7条に定めた支払い方法にかかわらず以下の方法によりお支払いいただくものとします。
「UCカード会員規約」第7条に定めるご利用代金を毎月10日に締め切り、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に東北電力生協が当社に支払うものとし、東北電力生協が、当該代金相当額について「生協指定店」での利用代金等とともに東北電力生協が別途定める日に、組合員が予め指定した金融機関口座から口座振替又は東北電力生協と組合員が合意した方法により受領するものとします。

第5条 (組合員証カードの更新)

組合員証カードは、東北電力生協及び当社が認める場合に限り更新発行いたします。

第6条 (会員資格の喪失)

組合員が東北電力生協を脱退したとき、または東北電力生協組合員資格を取り消されるなどの理由により組合員資格を喪失したときは、組合員証カードの会員資格を当然に喪失するものとし、組合員は第2条第4項の定めに基づいてカードを返却するものとします。

第7条 (組合員情報の利用)

組合員は、東北電力生協及び当社の間において組合員の信用状況及び組合員証カードの利用等に関する情報の提供、または交換がなされることをあらかじめ承認します。

第8条 (特約の変更)

本「組合員特約」を変更した場合は、東北電力生協の発行する「東北電力生協機関紙」等で告知します。告知後に組合員証カードを利用された場合は変更事項を承認したものとみなします。

キャッシングサービス特約

第1条 (適用)

東北電力生活協同組合（以下「東北電力生協」という）と株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との提携により発行する「東北電力生協組合員証カード」（以下「組合員証カード」という）については、UCカード会員規約（以下「UC規約」という）第29条第1項に定めるキャッシング（リボ）を、「ウイズ・ライフサポート（東北電力生活協同組合提携口）」（以下「本ローン」という）と読み替えたうえで、UCカード会員規約に加え本特約を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条 (融資要領)

キャッシングサービスの融資要領は、以下のとおりとします。

(1) 利用可能枠

- (イ) UC規約第5条に定めるキャッシングサービスの利用可能枠は、当社が審査決定のうえ東北電力生協との間で別途定めた金額とします。
- (ロ) 上記利用可能枠は、当社又は当社の委託を受けて東北電力生協が速やかに本人会員に通知するものとします。
- (ハ) 組合員証カードには、UC規約第30条第2項（二）の適用はありません。

(2) 返済元金

UC規約第30条第2項（ロ）の、毎月の返済元金は、1万円とします。

(3) 利率及び利息計算

UC規約第29条第2項に定める本ローンの利率は、株式会社みずほ銀行の短期プライムレート（以下「短期プライムレート」と称します。）を基準とした変動金利型とし、書面で通知します。利率の見直しは、年1回とし、毎年2月1日の短期プライムレートを基準とした金利を4月1日から翌年3月末日まで、融資残高を含め適用するものとします。なお、本号に定めがある場合のほか、金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第3条 (その他の事項)

本特約を改定した場合は、東北電力生協ホームページ等でお知らせします。お知らせ後に組合員証カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

2. 本特約に定められていない事項については、「UCカード会員規約」「東北電力生協組合員証取扱規則」「東北電力生協組合員特約」及び「東北電力生協組合員個人情報保護方針」を適用いたします。

東北電力生協組合員個人情報保護方針

組合員の個人情報の取扱いについて

東北電力生協では、組合員の皆さまからより信頼される生協を目指して、個人情報の取扱いに関する方針を定め、組合員からお預りしている大切な個人情報の適正な管理と利用、保護に努めております。

1. 情報の収集と利用目的

組合員の皆さまのお取引・ご利用を安全かつ確実にすすめ、よりよい商品・サービスを提供させていただくために、組合員に関する必要情報を収集させていただいております。これらの情報は、生協の運営（組合員管理、業務の遂行、事業・商品の紹介、組織運営など）に必要な範囲で利用させていただいております。

(1) 組合員証の利用の停止

(2) 組合員証の返却

(3) 東北電力生協の指定店などに対する当該組合員証の無効通知

(4) 東北電力生協が必要と認めた法的措置

2 前項各号の措置は、東北電力生協の指定店などを通じて行われるほか、東北電力生協が定める方法によって行う。

3 東北電力生協が取立てに要した費用ならびに、法的措置に要した費用は、脱退後といえどもすべて組合員の負担とする。

(組合員証の紛失)

第8条 組合員は組合員証を紛失し、又は盗難にあった場合、すみやかに次の手続きをとらなければならない。

(1) 東北電力生協への届出

(2) 最寄りの警察署への届出

2 前項の届出を提出した組合員証は届出と同時に無効とし、東北電力生協は各指定店に対し当該組合員証が紛失、盗難による無効通知をするものとする。

3 第1項の手続きの完了前に生じた一切の損害は組合員の負担とし、組合員証無効通知後に発生する損害については指定店の負担とする。

(組合員証の返却)

第9条 定款第10条、第11条、及び第12条第1項の規程により、組合員たる資格を喪失したときは、すみやかに組合員証を組合へ返却しなければならない。

(変更事項の届出)

第10条 組合員は、氏名、住所等組合への届出事項に変更があった場合は、ただちにきめられた変更届けにより東北電力生協へ届出をしなければならぬ。

(組合員証の再交付)

第11条 第8条第1項の届出を提出した組合員には申請により、組合員証を再発行し交付する。

2 前項の再発行の申請は、所定の様式によりこの組合に届出なければならない。

3 前項により再交付後、既に届出た組合員証が発見されたときは、すみやかに東北電力生協へ返却しなければならない。

4 組合員証が汚損又は破損等により識別困難な状態となったときは、再交付申請書に当該組合員証を添え、東北電力生協へ提出することによって再交付するものとする。

5 再交付する組合員証は原則として有償とする。

(無効組合員証の処理)

第12条 第9条、第11条第3項及び第4項により回収された組合員証は、確認の上裁断し、カード会社に送付する。

(組合員証の有効期限)

第13条 組合員証の有効期限は東北電力生協が指定するものとし、組合員証の表面に西暦で月、年の順に記載し、その月の末日までとする。

2 組合員証の有効期限が到来する場合、東北電力生協が不相当と判断する場合を除き、引き続き新しい組合員証を交付する。

3 組合員は、有効期限の到来した組合員証は裁断又は焼却処分する。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

2. 収集する情報の種類

組合員としてのご加入に際して、必要な情報として、住所・氏名・生年月日・性別・所属組合（会社）・お取引金融機関口座等を収集させていただきます。また、生協が提供する各種サービスに関連し、必要な情報の提出をお願いする場合があります。

3. 情報の収集方法

主に加入申込書・変更届・保険共済契約書により、組合員に関する情報を収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報を収集させていただく場合があります。情報を収集するにあたっては、消費生活協同組合法・その他の法令等に照らし、適正な方法で行うこととします。

4. 情報の提供

保険共済制度の健全な運営に必要な場合、あらかじめ組合員の同意がある場合、守秘義務契約を締結したうえで業務委託などを行う場合、組合員に対して有利と判断するサービスを提供する場合、法令により必要とされる場合、公共の利益のために必要とされる場合は、必要とされる範囲で組合員に関する情報を外部に提供することがあります。

5. 情報の管理

組合員に関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、組合員情報への不当なアクセス等が行われることを防止するよう努めております。さらに、職員および委託先に対して必要かつ適切な監督を行っております。なお、当生協では、「組合員情報保護推進委員会」を設置のうえ、同委員会を中心に組合員に関する情報の保護に向けた取り組みを推進しております。

6. 情報の開示・訂正

組合員からご自身に関する情報の開示・訂正の依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り回答・訂正いたします。

<お問い合わせ窓口>

開示・訂正のご請求、その他不明の点についてのご照会は、下記までご連絡ください。

東北電力生活協同組合 電話 022-215-4871
専務理事、常務理事

株式会社 **クレディセゾン**



〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1
貸金業者登録番号 関東財務局長(12)第00085号